

平成19年12月吉日

会員各位

## オークション規約書改定のご案内

この度、シーエーエーは、日本オートオークション協議会(NAK)の修復歴基準に準拠し、評価基準・修復歴基準の一部変更をいたしますのでご案内申し上げます。

なお、評価・修復歴基準変更に伴い、規約書の一部改定を行いますので、改定内容ご確認の上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

※合わせて、本文、クレーム・書類細則の一部見直しを行いました。

**規約改定・施行日**                      **平成20年1月8日(火)**

### ①修復歴基準の変更

修復歴とは、公正取引協議会が定める骨格部位等に損傷を生じた車両、または、その修理跡があるものをいいます。基本的な判定内容は、(財)日本査定協会および日本オートオークション協議会の修復歴判定基準に準じます。但し、ボディ形状・構造や損傷、または、修理範囲や場所等によりCAAが総合的に判断します。

### ②評価点標記方法と内容の変更

評価点	旧内容	評価点	新内容
2点	①粗悪車	2点	①粗悪車
	②災害車(冠水車・火災車・ 消化剤散布車)		②残存価値が低いもの
	③残存価値が低いもの		③その他CAA判断による
	④その他CAA判断による		
1点	改造車	1点	①災害車(冠水車・火災車・ 消化剤散布車)
A1点	軽微な修復歴車		②改造車
A点	修復歴車	RA点	軽微な修復歴車
		R点	修復歴車

### ③骨格部位(名称)の変更

旧名称	新名称
フレーム	サイドメンバー
インナー	インサイドパネル
第一メンバー	Fクロスメンバー
Fボードパネル カウルパネル	ダッシュパネル
バックパネル	エンドパネル

## C A A規約本文改定

### (1) 第 6 条 2 項、3 項の追加

#### **第 6 条 (秘密保持と情報の取扱い)**

1. 会員は、オークションに関連・付随して知り得た C A A の技術上・営業上の秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する情報について、一般顧客を含む第三者に対し開示・漏洩してはならないものとします。
2. C A A は、会員登録契約に基づいて知り得た会員の氏名・商号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレス、取引履歴その他の情報について、オークション運営の目的を達成するため、業務委託先・提携先等の第三者に提供することができるものとし、会員はこれを承諾します。
3. 前項の情報のうち個人情報については、C A A が別に定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾します。

### (2) 第 22 条 (会員の権利の制限) 2 項 ⑤の追加 既存の⑤を⑥に変更

- ⑤ C A A は、業務委託先・提携先等から提供された規約違反又は、債務不履行等の情報に基づき、該当会員との取引を制限できるものとします。

### (3) 第 44 条 (車両代金等の決済) 8 項 追加

3. 車両代金および手数料等は消費税抜きの金額で表示するものとし、それに係わる消費税は別途表示します。

### (4) 第 46 条 (所有権留保) 一部追加

会員が C A A に対して債務を負担した場合、債務が完済されるまでの間、その債務に関連する車両の所有権は、C A A に留保されるものとし、C A A は当該車両を引き上げた上、これを換価処分することができるものとします。この場合、換価処分代金から換価処分に要した費用を差し引き、その残額を債務に充当します。差損金が発生した場合は、会員に請求します。

### (5) 第 54 条 2 項 一部削除、一部修正

(第 29 条第 4 項) を削除。迷惑料をペナルティーに変更。

#### **第 54 条 2 項 (差替手数料)**

2. 差し替えはすべて C A A を通じて依頼するものとします。落札店から出品店または車両名義人等に対し直接差し替えを依頼した事実が判明したときは、取引制限を行なうとともにペナルティーを徴収します。

### (6) 第 56 条 3 項 一部修正

迷惑料をペナルティーに変更

#### **第 56 条 3 項 (名義変更と自動車税相当額の返金)**

3. 出品後、名義変更完了前に当該車両について交通違反等が行なわれた場合は、C A A の判断に従い、落札店は出品店に対しペナルティーを支払うものとします。

### (7) 改定 追加

平成 20 年 1 月 8 日改定、施行

## オークション手数料（消費税別）

### 基本手数料（正会員）

#### 中部会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥3,000	¥7,000	¥6,000
②	事故現状車	¥10,000	¥10,000	¥10,000
③	その他全車種	¥8,000	¥8,000	¥6,000
④	修復歴車	¥2,000 加算（①②除く）		¥6,000
⑤	大型車等（積載量4t超・定員19人）	¥2,000 加算		¥6,000
⑥	当日商談	—	—	¥12,000

#### 東京会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥3,000	¥7,000	¥7,500
②	軽自動車	¥7,500	¥7,500	¥7,500
③	事故現状車	¥10,000	¥10,000	¥10,000
④	輸入車&逆輸入車	¥10,000	¥10,000	¥10,000
⑤	大型車等（積載量4t超・定員19人）	¥12,000	¥12,000	¥10,000
⑥	その他全車種	¥9,000	¥9,000	¥7,500
⑦	当日商談	—	—	¥12,000

#### 岐阜会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥3,000	¥8,000	¥6,000
②	軽自動車	¥6,000	¥6,000	¥6,000
③	事故現状車	¥10,000	¥10,000	¥6,000
④	その他全車種	¥8,000	¥8,000	¥6,000
⑤	修復歴車	¥2,000 加算（①②③除く）		¥6,000
⑥	大型車等（積載量4t超・定員19人）	¥4,000 加算（①②除く）		¥6,000
⑦	当日商談	—	—	¥12,000

#### 東北会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥0 注1)	¥7,500	¥7,500
②	バン、トラック等	¥3,000	¥7,500	¥7,500
③	その他全車種	¥7,000	¥7,500	¥7,500
④	当日出品	¥7,000	¥7,500	¥7,500
⑤	当日商談	—	—	¥10,000

注1) 成約金額が20万円を超えた場合は、出品料¥7,000を頂きます。

※ ブロック別の手数料については各会場にお問い合わせください。

※ ネット落札手数料および、その他の正会員以外の手数料は各会場にお問い合わせください。

## 書 類 細 則

	中部会場・岐阜会場	東京会場・東北会場
1. 登録書類の提出期限	○(中部会場)開催日翌日より10日以内にCAAへ到着すること。 (岐阜会場)開催日翌日より 9日以内にCAAへ到着すること。	○開催日翌日より 9日以内にCAAへ到着すること。
2. 譲渡書類の有効期限	○開催日の翌月末以上。 ○出品票記入の場合は、開催日から 30日及び、月初開催に限り当月末日までの期限でも可とする。	○事務局到着時点で 1ヶ月以上。 ○出品票に書類有効期限の記載があり、その期限が CAA到着時点で3週間以上の場合、完備扱いとする。
3. 書類遅延ペナルティー	○(中部会場)開催日翌日より 10日を超えた場合は、ペナルティー 2万円。 ○(岐阜会場)開催日翌日より 9日を超えた場合は、ペナルティー 1万円。 ○以後1日毎に 2千円ペナルティー加算(CAA休日を除く)。 ○開催日翌日より 30日以上遅延した場合は、ペナルティー 10万円。 ○開催日翌日より 30日以上遅延した場合は、キャンセル可能。 キャンセルペナルティー 10万円及び、CAAが相当と認めた実損金(逸失利益は含まない)を落札店に支払うものとする。	○開催日翌日より 9日を超えた場合ペナルティー 1万円。  ○以後 7日毎に 1万円ペナルティー加算。 ○同左 ○同左
4. 継続検査用納税証明書	○車検満了日が名義変更期限内で継続検査用の納税証明書が無い場合、書類不備扱いとする。 ○納税証明書は原則として、登録書類添付とし、落札店から依頼があった場合、CAAからの連絡日を含む 10日以内に出品店はCAAに提出しなければならない。これを遅延した場合はペナルティー 1万円とする。(但し、車検満了月の前月内に依頼を受けた場合に限る。また、自動車税の納付期限内は対象外)	○同左
5. リサイクル券	○リサイクル料金の未預託・預託済(+預託金相当額)については、出品店の申告義務とする。(金額未記入は 5千円。資金管理料金は含まない) ○申告が無い車両は『預託金無し』として扱う。 ○預託済車成約の場合、譲渡書類と一緒に添付送付されない場合は、不備扱いとする。	○同左
6. 差し替え手数料	・印鑑証明書 ・委任状 ・譲渡証明書 ・住民票、登記簿謄本、抄本等 ・軽自動車OCRシート・申請依頼書	30,000円
7. 譲渡書類の再交付手数料	・ナンバー付書類(全部)及び抹消謄本再交付	100,000円+実費
	・譲渡書類(一部)再交付	50,000円+実費
	・自賠責保険の紛失による再交付	不可
※紛失等における譲渡書類の再交付ができない場合は、CAA判断により別途裁定とする。		
8. 早期名義変更手数料	○落札店に承諾が得られたもの限り 1万円。	○同左
9. 名義変更期限	○オークション開催日の翌月末までに完了すること。 ○出品票に、書類有効期限又は名義変更期限の記載がある場合は、その期限内に完了すること。 ○名義変更コピーの提出期限は、変更月の翌月 5日の午前中までとする。(同月名変には十分注意のこと)	○同左 ○同左 ○同左
10. 自動車税相当額	○自動車税相当額を落札店より預かり、名義変更完了後に残余分を出品店に返金する。 ※一時抹消・輸出抹消の場合は、振り分けて返金する。 ○軽自動車は、名義変更保証金として落札店より 1万円をCAAにて預かり、名義変更後に返金する。 ※年度をこす名義変更において自動車税相当額として扱う場合があります ○名義変更後抹消を行った場合、抹消月の翌月 5日の午前中までに提出されたもの限り、残余分の自動車税相当額を精算する。	○同左  ○同左  ○名義変更後抹消を行なった場合、抹消後7日以内に提出されたもの限り、残余分の自動車税相当額を精算する。
11. 自動車税還付譲渡書	○県内・県外を問わずCAAでの受付は行わず、出品店保管とする。 落札店から抹消コピー提出遅延の場合、還付書類の提出等により還付不能が確定した時点で、残余分の自動車税相当額を落札店に請求する。	
12. 預かり金精算	○自動車税相当額返金は当社の定める手続きにより返金する。	○同左
13. 現在登録証明手数料	3,000円/件	○同左
14. 名義変更遅延ペナルティー	名義変更期限を超えた場合	10,000円
	更に7日超毎に加算	10,000円
	29日以上遅延した場合	50,000円
	名義変更遅延により、新年度の自動車税請求が旧名義人に行なわれた場合	10,000円
15. 名義変更結果遅延ペナルティー	名義変更コピーの提出が、名義変更期限から30日以上遅延した場合(軽自動車を対象)	10,000円
16. 障害者登録免税	○都道府県により違いがある為、県税事務所に確認した上で処理する。	○同左
17. ナンバー外し手数料	○抹消出品により、出品店がナンバーを外し忘れて出品された場合	3,000円

(注)本細則に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、CAA 判断により別途裁定とします。

(注)譲渡書類の取り扱いに関しては直接各会場にお問い合わせください。

## 評価基準

### 外装評価

評価点	内 容	走行距離
S点	新車登録後12ヶ月程度までとし、内外装ともほぼ無傷無加修のもの	10,000km 以内
6点	内外装とも目立たない小キズ小へコミ程度無加修であり登録年式より3年以内のもの	30,000km 以内
5点	軽微な加修をすることにより6点に準ずるもの。パネル交換が無いもの	60,000km 以内
4.5点	部分的に加修をすることによりボディダメージがほぼ回復するもの	90,000km 以内
4点	ある程度の内外装加修が必要なもの	120,000km 以内
3.5点	① 外装が複数にわたり傷・へコミ等のあるもの ② 極めて軽微な内部損傷のもの	
3点	① 内・外装の状態が悪く、錆・腐食の多いもの ② 軽微な内部損傷、修理跡で修復歴の範囲でないもの	
2点	① 粗悪車 ② 残存価値が低いもの ③ その他CAA判断による	
1点	① 災害車(冠水車、火災車、消火剤散布車等) ② 改造車	
RA点	修復歴車／修復歴車ではあるが、比較的修理状態・損傷が軽微なもの(CAA判断)	
R点	修復歴車	
99点 (現状車)	① 事故現状車(未修復) ② 粗悪車で、CAAが現状車と判断したもの(2点の範囲を超えるもの) ③ 災害車で、CAAが現状車と判断したもの(1点の範囲を超えるもの) ④ 不動車で、CAAが現状車と判断したもの ⑤ 改造車で、CAAが現状車と判断したもの ⑥ 機関系不良で、CAAが現状車と判断したもの ⑦ その他CAA判断による	
(定義)	粗悪車	① 各部腐食が3点の範囲を超えるもの ② 外装が3点の範囲を超えるもの ③ 内装状態が常識的判断を超えるもの
	冠水車	① 原則としてシート座席部分まで浸水したと思われるもの ② 車両の前後または左右の一方に大きく浸水したと思われるもの ③ 浸水により機関および電装系統に大きな影響があるか、相当の蓋然性をもって懸念されるもの ④ その他CAAが冠水車と判断したもの
	改造車	① 各部主要部分、フレーム等を加工改造したもの ② 自動車検査証の寸法を大きく超えるもの(部品の溶接またはパテ埋めによる取り付け等) ③ 過給機、インジェクション・キャブの改造・規格外、エンジン・ミッション規格外乗せ替え、内部改造のもの ④ 競技等に使用されたものおよびこれに準ずるもの。また、その目的に使用すると想定される改造をされたもの ⑤ その他CAAが改造車と判断したもの
	接合車	ボディ、フレーム等を他車の一部で接合された車両で、CAAが接合車と判断したもの

### 内装評価

A	① 目立たない小コゲ、汚れ、ハンドル小スレ程度のもの ② 大きな欠品部品がないもの
B	① 軽微な加修を必要とするもの ② 軽微なコゲ穴、切れ、割れ程度のもの ③ 簡単に外せる小部品の加工程度のもの
C	① 加修を必要とするもの ② 中程度のコゲ穴、切れ、割れ程度のもの
D	① 複数の加修を必要とするもの ② 多数のコゲ穴、大きな破損、欠品のあるもの
E	D評価の範囲を下回る状態のもの

### 【修復歴車について】

修復歴車とは、交通事故その他の災害により、公正取引協議会が定める骨格部位等に損傷を生じた車両、または、その修理跡のあるものをいいます。基本的な判定対応は（財）日本査定協会および日本オートオークション協議会の修復歴判定基準に準じます。但し、ボディ形状・構造や損傷、または修理範囲や場所等によりCAAが総合的に判断します。

### 【修復歴基準】

No.	骨格部位	修復歴の判定基準
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの ※フロントはコアサポートより前に位置する部分は修復歴としない。
3	インサイドパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの ※フロントはコアサポートより前に位置する部分は修復歴としない ※リヤはリヤエンドパネル、リヤフェンダー等の交換時に生じた損傷は修復歴としない。
4	ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
5	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポットの打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
6	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの
7	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの
8	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの
9	コアサポート	交換されており、かつコアサポートと隣接するサイドメンバーやインサイドパネル、クロスメンバーに曲がり、凹み又はその修理跡があるもの

※骨格は溶接接合されている部分のみとし、ネジ止め部分は骨格とはしません。

# ク レ ー ム 細 則

## クレーム対処に関する細目事項

	クレームの内容	ク レ ー ム 申 立 期 間					詳細説明
		一般車 3点以上	修復歴車 RA・R点	ディーラー輸 入車3点以上	1点・2点車 並行輸入車	商談落札車	
内 装 ・ 外 装	内外装標準部品の欠品、外品、規格外及び、マフラー欠品	当日	*****	当日	*****	*****	標準部品欠品で、その部品代が2万円未満の場合は除く 仕様相違については別裁定
	ガラスのひび、割れ、規格外	当日	*****	当日	*****	*****	キーレスはノークレーム。但し電子キー装着車は除く
	カラーNo.の記載が無い同系色の色違い (国産車の場合のみ)	当日	当日	*****	当日	*****	スタッドレスタイヤの未記入はノークレーム
	タイヤ残り溝	当日	当日	当日	当日	*****	当日クレームについてネット・ライブ落札は搬出前までの CAA確認を必要とし、申立は通常期限内とする
	シートの欠品、外品、規格外	通常	*****	通常	*****	*****	欠品については搬出前までのCAA確認を必要とする
	レスオプション(外装・ステレオ除く)	通常	*****	通常	*****	*****	
	コーションプレートの欠品	通常	*****	*****	*****	*****	搬出前までのCAA確認を要する
	色替等	通常	通常	通常	通常	*****	キャンセル対象 同色全Pの未申告(評価4点以下車両はCAA判断)
機 関 ・ 機 構	クラッチの不良	搬出前	搬出前	搬出前	搬出前	搬出前	
	足廻りの構成部品の不良 (ドライブシャフト含む)	通常	*****	通常	*****	*****	初年度登録より5年未満、且つ10万km未満を対象 (損傷についてはCAA判断)
	純正電装系の不良(エアコン含む)	通常	*****	通常	*****	*****	初年度登録より5年未満、且つ10万km未満を対象 装備有り記入の場合でそのメイン装置の欠品は商談落札 車を除きクレーム対象。後日送り部品にて確認を要す場合 は部品到着日含む3日以内
	パワステ・ブレーキ・ラジエター等の不良	通常	*****	通常	*****	*****	
	噴射ポンプ・デフ・ターボ・プロペラシャフト・ コンピューターの不良	通常	通常	通常	通常	通常	初年度登録より10年未満、且つ10万km未満を対象 一般車以外は通常処理の半額を目安 メイン装置の欠品は商談落札車を除きクレーム対象
	エアバック・ABSの不良	通常	通常	通常	*****	*****	
	エンジン・ミッション等主要箇所の不具合	通常	通常	通常	通常	通常	初年度登録より10年未満、且つ10万km未満を対象 極端に支障時別途裁定 商談落札車で現車確認可能な不具合の場合はCAA判断
	積算計不良(実走行車に限る)	通常	通常	通常	通常	通常	キャンセル対象
事 故 等	修復歴の発覚	通常	*****	通常	通常	通常	キャンセル対象・20万円以下車両もしくは商談落札車で明 確な修復歴発覚によるキャンセルの場合は輸送費及び落 札料は落札店負担
	溶接部品交換	通常	*****	通常	通常	*****	キャンセル対象 輸送費半額及び落札料は落札店負担 出品票記載箇所と別部位が交換されている場合はCAA 判断
	評価ダウン車両(2ランク以上ダウンする車両) 内部損傷による評価ダウンが対象 (原則外装による評価ダウンは除くがルーフ等の著し い損傷の場合はCAA判断)	通常	*****	通常	通常	*****	キャンセル対象 輸送費半額及び落札料は落札店負担
表 示 違 い 等	セールスポイント等の記入の不具合 (グレード欄・純正のみ記入の欄は除外)	通常	通常	通常	通常	*****	落札金額20万円以下は通常処理の半額を目安 後日送り部品にて確認を要す場合は部品到着日を含む 3日以内
	NOX等の不適合車	*****	*****	*****	*****	*****	出品票に適合の表示があるものはクレーム対象

クレーム対処に関する細目事項

	クレーム内容	クレーム申立期間					詳細説明
		一般車 3点以上	修復歴車 RA・R点	ディーラー輸 入車3点以上	1点・2点車 並行輸入車	商談落札車	
表示 違い 等	出品店誤記入 (現車にて確認できるもの、車名、ターボ有 無、駆動違い、ボディ形状含む)	通常	通常	通常	通常	*****	キャンセル対象(部品支給できる場合除く) 書類等の確認を要する場合は書類到着日を含む7日以内
	グレード・限定車	書類到着日を含む7日以内					設定の無いものはCAA判断
	型式の誤記入						国産車でマイナー・モデル変更時から同年末を越え、年を 跨いでいる場合、登録遅れ申告要す
	モデル年式の誤記入、国産車登録遅れ未 記入、輸入車ディーラー・並行の誤記入						年式・グレード等の誤記入の場合、高年式・高グレードで何 ら支障のない場合は、CAA判断
	検査有効期限の誤記入 注1)						注1) 検査有効期限誤記入原則1ヶ月5千円減額
	改造歴、乗車定員変更及び、福祉車両、職 権打刻車、パン形状の3人乗り以下未申 告、積載量の誤記入 注2)						注2) 改造歴、乗車定員変更があっても抹消登録車で、現 車が改造前の状態に復旧されており、新規登録上 問題の無い場合はCAA判断 並行輸入車の職権打刻未申告はCAA判断
	新車保証書不備 注3)						注3) 保証期間内のもものはキャンセル又は車両代3%の 値引き。保証期間切れのものは原則車両代3%の 値引き(千円未満は切り捨てとし車両代の3%が 1万円に満たない場合一律1万円とする)
	車台番号確認不可車両 注4)						注4) 腐食等により現車車台番号が確認できず、登録でき ない場合、キャンセル対象
	車歴の誤記入(レンタカー、営業車等未申 告)						注5) 登録月の誤記入は1ヶ月5千円の減額又はキャンセ ル対象
	年式の誤記入 注5)						成約金額20万円以下車両の出品店誤記入については原 則値引きとし、キャンセル時ペナルティは半額とする
ワンオーナー	商談落札車のキャンセル時輸送費は落札店負担の場合有						
そ の 他	成約金額20万円以下の車両	*****	*****	*****	*****	*****	出品店の誤記入については原則値引き。 エンジン・ミッション等主要箇所の不具合大、明確な修復歴 発覚はクレーム対象とし、キャンセル処理の場合は輸送費 及び落札料は落札店負担
	迷惑行為(交通違反等)	随時(ペナルティ3万円)					迷惑駐車、交通違反、交通事故等 その他CAAにて悪質であると判断される内容については別 途裁定
	盗難車、車台番号改ざん車等、所有権の移 転に法的問題のある車両	無期限					キャンセルペナルティ 10万円+実損金 著しく日数を経過した場合CAA判断
	担保設定等により完全な所有権の移転がで きない車両	開催日を含む180日					出品店の責任において解除処理を行い、その設定が判明 した日から30日以内に解除出来ない場合ペナルティキャン セル キャンセルペナルティ 5万円+実損金
	接合車	開催日を含む180日					キャンセルペナルティ 5万円+実損金
	車検証記載の走行距離相違	書類到着日を含む7日					出品店の責任において校正登録を行うものとし、不可能な 場合、キャンセル対象
	災害車(冠水車・消化剤散布車等)	開催日を含む90日					キャンセルペナルティ 5万円+輸送費+CAAが認めた加 修費等+手数料
	エンジン・ミッション規格外品の乗せ替え等	開催日を含む30日					キャンセルペナルティ 3万円+輸送費+加修費+手数料
	キャビン・ボディ規格外品(中古)の乗せ 替え等	開催日を含む30日					キャンセルペナルティ 3万円+輸送費+加修費+手数料

- ※\*\*\*印はノークレームとします。通常クレーム申立期間は会場毎に定めます。(クレーム細則4/4参照)
- ※クレーム申立期間は原則CAAの休日を含みます。
- ※当日クレーム受付についてはCAA担当者による現車確認を必要とし期限は全オークション終了後1時間以内とします。(現車確認困難な場合はCAA判断とします。)
- ※修復歴内容の大きく違う車両は別途CAA判断とします。
- ※機関・機構部位のクレームは当該車両正規販売ディーラーの確認を原則とします。
- ※評価99点の車両についてはノークレームとします。但し記載違い、走行距離関連、法的問題車はクレーム対象とするが、損害賠償金額上限を落札車両金額までとします。
- ※出品票にメーター改ざん、走行不明車の記載がある場合は、推定距離にて対応し推定距離不明のものは走行10万km以上と扱います。
- ※出品票の純正のみ記入の欄は原則メーカーライン装着品としますが、ナビ、テレビは当該車両のディーラーオプション取付けも純正とみなします。
- ※セールスポイント等とは、出品票セールスポイント欄内及び注意事項記入欄を言います。(但し、注意事項記載内容のクレーム裁定はCAA判断とします。)
- ※初年度登録より10年又は、10万Km以上の車両で、エンジン・ミッション等主要箇所の不具合大によるキャンセル対応時は、輸送費及び落札料は落札店負担とします。
- ※書類到着後のクレームキャンセル時の加修費(CAAが認めた板金代等)を、請求する場合があります。
- ※実損金とは転売後の実費(逸失利益及び迷惑料は含まない)+CAAが認めた加修費等+輸送費+CAA全手数料とします。

メータークレーム対処に関する細目事項

走行メータークレーム内容		クレーム申立期間	ペナルティ	対応
・メーター改ざん ・積算計桁不足によりメーターが1回転以上し距離が変わるもの		開催日を含む180日 但し、送付記録簿等から判明する場合は到着日を含め30日	5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札車両代金</li> <li>落札料</li> <li>落札店までの往復輸送代</li> <li>実損金(転売後実費含む)</li> </ul>
純正新品メーターに交換されている車両	走行距離が変わるもの及び不明確なもの	開催日を含む180日 但し、送付記録簿等から判明する場合は到着日を含め30日	5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札車両代金</li> <li>落札料</li> <li>落札店までの往復輸送代</li> <li>実損金(転売後実費含む)</li> </ul>
	走行距離が変わらないもの	書類到着日を含む7日	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札車両代金</li> <li>落札料</li> <li>落札店までの往復輸送代</li> </ul>
規格外メーターに交換されている車両	走行距離が変わるもの及び不明確なもの	開催日を含む30日	5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札車両代金</li> <li>落札料</li> <li>落札店までの往復輸送代</li> <li>実損金(転売後実費含む)</li> </ul>
社外メーターに交換されている車両	走行距離が変わるもの及び不明確なもの	開催日を含む30日	5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札車両代金</li> <li>落札料</li> <li>落札店までの往復輸送代</li> </ul>
	走行距離が変わらないもの	開催日を含む30日	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札車両代金</li> <li>落札料</li> <li>落札店までの往復輸送代CAA判断</li> </ul>
走行不明出品で後日メーター改ざんが判明した車両		書類到着日を含む30日	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札車両代金</li> <li>落札料</li> <li>落札店までの往復輸送代</li> </ul>

※ メーター交換車「\$」について、「保証書メーター交換歴記入欄」記載のみの場合でも記録とみなし使用可とします。  
(記載内容により別途裁定の場合も有ります。)

## 1. 通常クレーム申立期間

会場名	クレーム申立期間
中部会場	<p>中部会場に開催翌週の月曜日午後6時まで(開催日を含む6日以内)</p> <p>但し、遠方会員及び天候不順等によりクレーム申立期間内に落札店へ車が到着しない場合に限り、事前申請によりクレーム申立期間の延長を認める場合がある。申請方法は専用紙に必要事項を記入し、クレーム申立期間の最終日の午後5時までCAA中部会場へFAXにて申請すること。CAAが認めた場合のみ受付する。</p> <p>中部会場専用FAX:0565-29-1142</p>
東京会場	<p>東京会場に開催週の土曜日午後6時まで(開催日を含む5日以内)</p> <p>但し、遠方会員については開催翌週の月曜日午後6時までとする。</p>
岐阜会場	<p>岐阜会場に開催週の土曜日午後6時まで(開催日を含む5日以内)</p> <p>但し、遠方会員については開催翌週の月曜日午後6時までとする。</p>
東北会場	<p>東北会場に開催翌週の水曜日午後6時まで(開催日を含む5日以内)</p> <p>但し、遠方会員については開催翌週の金曜日午後6時までとする。</p>

※但し、CAAが認めた特殊事情(災害上の問題等)がある場合はこの限りではありません。

※遠方会員とは、登録所在地がCAAの定めた遠方地域の会員とし、遠方地域は下表に定めるとおり、参加会場により異なります。

## 2. 遠方地域

会場名	地域
中部会場	北海道、沖縄県、離島
東京会場	北海道、四国、九州、沖縄県、離島
岐阜会場	北海道、沖縄県、離島
東北会場	北海道、新潟県、富山県、長野県、石川県、福井県、愛知県以西、離島